

阿波市建設業者指名停止措置要綱等に基づく指名停止業者等一覧表

令和5年2月27日現在

業者名	代表者名	所在地	開始日 終了日	措置理由	該当条項
株式会社 浅沼組	代表取締役社長 浅沼 誠	大阪市浪速区湊町 1-2-3	令和4年8月5日	令和4年7月26日、市川市が発注した工事の入札に関し、株式会社浅沼組の元千葉営業所長が、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたため。	阿波市建設業者 指名停止措置要綱 別表第8号に該当
			令和5年3月4日		
中外テクノス 株式会社	代表取締役 福馬 聡之	広島市西区横川新町 9-12	令和4年10月14日	広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法に違反したとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	阿波市建設業者 指名停止措置要綱 別表第7号に該当
			令和5年4月13日		
Dynabook 株式会社	代表取締役 覚道 清文	東京都江東区豊洲 5-6-15	令和4年10月14日	広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法に違反したとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	阿波市建設業者 指名停止措置要綱 別表第7号に該当
			令和5年4月13日		
株式会社 水機テクノス	代表取締役 原 毅	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	令和5年2月27日	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するとともに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長から、指示処分及び営業停止処分(60日間)を受けたため。	阿波市建設業者 指名停止措置要綱 別表第9号に該当
			令和5年6月26日		
水道機工 株式会社	代表取締役 古川 徹	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	令和5年2月27日	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するとともに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長から、指示処分及び営業停止処分(67日間)を受けたため。	阿波市建設業者 指名停止措置要綱 別表第9号に該当
			令和5年6月26日		